

# 贈賄指数 ( Bribery Payment Index=BPI ) について

NPO 法人 トランスペアレンシー・ジャパン

## 1. 贈賄指数 ( Bribery Payment Index=BPI ) とは何か？

主要輸出国、30 カ国に本社を置く企業が海外で贈賄を行う傾向値を算出し、国別にランクづけたもの。125 カ国の企業の経営者を対象に、その国における外国企業の贈賄の傾向について質問した。調査は匿名で行われた。

## 2. 主要輸出国とは？

IMF 統計により世界輸出額の上位を占める 30 カ国。これらの国の輸出額合計は 2005 年の世界輸出の 82% を占める。ほとんどが OECD 加盟国であるが、選択基準が輸出額のため、OECD 加盟国でもノルウェーやデンマークは対象外である一方、インド、イスラエル、シンガポール、南アフリカなどの非加盟国が含まれる。

## 3. いつ、どこで、誰を対象に、誰が行った調査か？

BPI 調査は、世界経済フォーラム ( WEF ) のパートナー機関が 2006 年 2 月から 5 月に実施した「経営者意見調査 ( Executive Opinion Survey = EOS )」を使用している。この調査は 125 カ国の私企業の 11,232 人の代表者に対して行われた。この 125 カ国の国内総生産の合計は世界の 98% を占める。

調査の全体的な調整とデータの品質管理は WEF の責任で行われたが、それは各地域で調査を実施したパートナー機関のネットワークに依存している。WEF の地域パートナー機関には、国立大学の経済学部、独立系の調査機関や企業などが含まれる。

## 4. どんな質問が設けられたのか？

回答が期待された質問は、次の二つ。

( 1 ) 下記に掲載された国の中で、あなたの国で多くのビジネスをしている国を選んでください ( 複数回答可 ) 。

( 2 ) あなたの経験上、あなたが選んだ国から来た企業が、どの程度、簿外の追加支払いや贈賄をしていると思いますか。7 点満点で答えてください。

点数の幅は、「1 点：よく贈賄行為が行われる」から「7 点：贈賄行為はまったくない」までの 7 段階で、BPI ではこれを 10 点満点に換算している。

## 5. 「経営者意見調査 ( Executive Opinion Survey = EOS )」とは何か？

世界でもっとも権威があり包括的な競争力評価の一つとされる WEF の「世界競争力報告」

の算出根拠となるデータや指数を出している調査である。WEF が先月（9月26日に）発表した今年の「世界競争力報告」では、日本は昨年の10位から7位に上昇した。

この調査は、面談、郵便、電話やインターネットなどによっている（オンラインによる調査は全体の13%を占める）。

回答サンプルは、その国の企業セクターを、産業別生産比率・企業規模・企業のタイプ（国内企業、外国企業、公的部門出資企業）などを正しく表すように調整されている。

#### 6. BPI は、なぜ、企業ではなく、国別ランク付けをしているのか？

国際的な企業取引での贈賄の供給サイドは、海外で事業を行っている企業と、その企業の本国政府の共同責任と見られる。したがって、このBPI調査は、自国に本社を持つ企業の海外での贈賄を、政府がうまく抑制できたかを示すものでもあり、また、企業が、自社の従業員に海外での企業行動において高い倫理基準を遵守させることが出来たかを示すものでもある。BPI調査の目的は、これらを明らかにすることだ。

BPIは企業レベルでの贈賄実例を発見したり行動を評価したりするものではない。世界規模で活動する国際企業は6万社を超えるし、海外の子会社は60万社を超えるので、これら個別企業の実例に基づいたランキングを出すには、別のタイプの市場調査が必要であろう。

#### 7. 自国のBPIランキングを改善するために、国は何をしたら良いのか？

各国の得点は、政府とその国からの進出企業（主に多国籍企業）の両方の責任を反映している。政府と企業の両者のコミットメントと行動が必要である。

コミットメントとしては、国レベルでは現在の国際的な腐敗防止条約を尊重すること、企業レベルでは倫理行動基準を導入することが大切である。行動は、予防措置と法執行の両方が必要である。OECD外国公務員贈賄防止条約や国連腐敗防止条約などの国際条約に署名し、「贈賄」を刑事罰化する法律を成立させることが大切だが、それだけでは不十分である。

主要輸出国は、これらの法律を適切に施行しなければならない。つまり、捜査や訴訟手続きがきちんと出来るだけの人員や予算を配備し、外部からの干渉なしにそれが施行できなければならないのである。

企業部門でも、贈賄が自国でも外国でも違法であることを周知させる教育・訓練が必要である。腐敗防止に真剣に取り組み、世界中の事務所・子会社・代理店に贈賄をしないという行動基準を導入し、実行させ、監視し、適切な研修を行うことは多国籍企業が採るべき重要な手段である。

8. 今年のランキングを以前のものと比較することは意味があるか？

過去の BPI の概要を比較すると、

	<u>BPI 1999</u>	<u>BPI 2002</u>	<u>BPI 2006 (今回)</u>
対象国数	19 カ国	21 カ国	30 カ国
日本の順位	14 位	13 位	11 位
調査実施国数	14 カ国	15 カ国	125 カ国
調査対象人員	779 人	835 人	11,232 人
種類	一般人	一般人	企業経営者
調査事項	公務員への賄賂	公務員への賄賂	一般の賄賂
(調査対象人員 11,232 人のうち、有効回答者は 8,034 人)			

このように今回の BPI は、これまでのものとは規模も内容もまったく違うので、過去のデータと比較する場合には、注意が必要だ。

9. 日本は質量ともに先進国の仲間入りをしたか？

対象国が増加しているにもかかわらず、日本の順位は上昇(改善)している。特に G7 と呼ばれる先進 7 カ国の中での順位は、これまでのブービー・メーカーを脱しただけでなく、トップとの得点差も縮小した。

G7 の順位 (得点)

	<u>BPI 1999</u>	<u>BPI 2002</u>	<u>BPI 2006 (今回)</u>
カナダ	(8.1)	カナダ (8.1)	カナダ (7.46)
英国	(7.2)	英国 (6.9)	英国 (7.39)
ドイツ	(6.2)	ドイツ (6.3)	ドイツ (7.34)
米国	(6.2)	フランス(5.5)	米国 (7.22)
フランス	(5.2)	米国 (5.3)	日本 (7.1)
日本	(5.1)	日本 (5.3)	フランス(6.5)
イタリア	(3.7)	イタリア(4.1)	イタリア(5.94)

BPI では、全 30 カ国を清潔度の高い順に 4 グループに分けている。日本は辛うじてトップグループに留まっているが、フランスは第 2 グループ、イタリアは第 3 グループに属している。

日本で今後もこの傾向が安定的に続くかどうか、あるいはさらに上位にランクされるようになるかどうかはわからないが、仮にこうした傾向が定着するとすれば、過去に蔑称された「エコノミック・アニマル」の尻尾を切り捨てて、質量ともに先進国の仲間入りしたことになるだろう。

10. 日本の問題点は企業のアジア諸国への対応と国の法執行体制

しかし、日本企業の贈賄傾向には問題がある。それはヨーロッパ諸国には比較的贈賄をしないにもかかわらず、アジア・太平洋諸国に対しては、贈賄の傾向が強いことである。

#### 所得層別・地域別係数

	全体	OECD	低所得国 ; アフリカ	ヨーロッパ	中南米	アジア・太平洋	中近東
日本	7.10	8.03	6.69 ; 6.93	8.00	7.35	6.39	7.93
米国	7.22	8.26	6.63 ; 6.84	7.81	7.26	6.91	7.97
フランス	6.50	7.42	5.46 ; 5.43	7.37	6.50	6.72	7.67

所得層別・地域別に格差があるのは、日本のヨーロッパ対アジア・太平洋格差（1.61）だけではない。米国のOECD対低所得国格差（1.63）もあるし、特に目立つのは、フランスのヨーロッパ対アフリカ格差（1.94）である。

政治でも経済でも、日本は軸足の一つをアジア・太平洋諸国と置くことの重要性が強調されている昨今、早急な対応が企業に求められる。

アジアの中では、比較的クリーンであるとされている香港、シンガポールよりも上位にランクされたことは評価に値する。香港やシンガポールの企業は国内では規制が多いので贈賄は少ないが、海外ではOECD条約の適用を受けないので、つまり、海外の贈賄を規制する法律が本国にないために、賄賂を使う傾向が相対的に強く出ていると思われる。

一方、OECD加盟国では海外贈賄の摘発ケースが出ているが、日本では摘発件数がいまだゼロ（オランダ、イギリスも同様）である。法執行体制には不備があると判断せざるをえない。

以上